

令和3年度

玉村町農業施策に関する意見書

令和2年12月

玉村町農業委員会

玉村町長 石川 眞男 様

## 令和3年度 玉村町農業施策に関する意見書

本町農業の振興につきましては、玉村町長・玉村町議会議長をはじめ関係各位の格別なご理解とご配慮を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本町農業は、利根川・烏川流域に広がる豊かな水田と畑に恵まれ、周辺地域・首都圏の消費者に安心・安全で新鮮な農畜産物を供給する重要な役割を果たしております。

しかし、本町農業を取り巻く状況は、国全体の状況と同じく、農業従事者の高齢化、後継者不足、農畜産物価格の低迷、少子高齢化による消費の減少、耕作放棄地の増加等が課題となっております。

また、この度の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う緊急事態宣言による活動の自粛、学校の一斉休校をはじめ、出入国の制限、農産物などの輸出入の規制や落ち込みなどにより、農業分野においても様々な影響が生じています。

さらに、令和5年度に高崎・玉村スマートIC北地区産業団地が分譲予定となっておりますが、これに伴う交通量増加と同時に農作業車両の安全対策について懸念されるところです。

当農業委員会は、改正農業委員会法の下、農業委員と農地利用最適化推進委員が協力し、地域農業の牽引役として、意欲ある担い手の育成、農地等の利用最適化の推進、耕作放棄地の発生防止・解消等に向けて取り組んでいく所存であります。

については、令和3年度の農業施策の推進にあたり、農業の成長産業化と農業・農村の多面的機能を維持・促進する地域政策を着実に実行し、農業者が安心して営農が継続でき、活力ある地域農業の実現に向け、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき意見いたします。

令和2年12月21日

玉村町農業委員会

会長 松浦 好一

## 意見項目

### I 地域農業の振興について

#### ○ 農地中間管理事業や玉村町農業公社の周知について

玉村町でも耕作放棄地が見受けられるが、農地利用の最適化、担い手への農地集積・集約化は農業委員会に課せられた最大の使命である。耕作者や農地所有者が代替わりしていくと、農地の貸し借りの相談・受付窓口である玉村町農業公社の存在さえ知らなくなっていく恐れがある。町としても農地中間管理機構や玉村町農業公社の事業について積極的に宣伝し、農地集積が進む努力するよう要望する。

#### ○ 農業農村基盤整備事業の促進と予算確保について

担い手に農地を集積することにより、個々の経営規模拡大と労働生産性の向上、遊休農地の発生防止などの効果が期待されることから、農地の大規模化を促進し、半世紀以上経ち老朽化した農業水利施設（町内の水門等の施設）の保全整備及び改修、異常気象等により多発する災害の未然防止対策に要する施設等の保全など、農業農村基盤整備事業予算を十分に確保し、万全な対策を行うことを要望する。

#### ○ 麦秋の郷（ばくしゅうのさと）の景観について

農業委員会では、耕作放棄地の解消、農地保全、麦の作付け奨励、後継者育成を図るため、町内外に誇れる伝統ある景観として「麦秋の郷」を発信している。町としても、総合計画や景観条例、パンフレット等において、玉村町らしい景観として「麦秋の郷」を発信し周知していくことを要望する。

## ○ コロナ禍支援について

新型コロナウイルス感染症に関する支援策が多様化・複雑化していることから、農業者に対して丁寧に説明するとともに、「3密」を防ぐための注意喚起を図っていただくことを要望する。

## ○ 新規需要米等、経営所得安定対策への継続支援について

水田活用のWCSや飼料用米、米粉用米、大豆への転作等は、ようやく生産現場において定着してきたところである。しかし、本制度の継続性に不安をいだけ農業者もいることから、農業者が安心して取り組めるよう継続性のある支援制度にするとともに十分な予算措置を行うことを国・県に働きかけることを要望する。

## ○ 地域住民へ農業生産活動についての理解を深めることについて

近年、農業生産活動に対する苦情は、騒音・ほこり・農薬問題等、多種多様に渡り、住宅地に近い農地は耕作しづらい状況となっている。しかし、農業や農地は、住民へ新鮮で安全な食を提供するとともに、災害の緩和、防災等の多面的機能を担っていることから、地域住民への農地や農業に対する理解を深めるよう啓発活動することを要望する。

## ○ 鳥獣被害対策について

町内においても、タヌキやアライグマ、ハクビシン等の小型獣による農産物の被害が拡大している。さらに町内ではシカやイノシシ等も目撃されている。

収穫間近の農産物が鳥獣の被害に遭うことは、農家の経済的損失のみならず、生産意欲も阻害するので、予防対策も含め、鳥獣被害防止対策を継続して強力に講じるよう要望する。

## II 担い手対策について

### ○ 担い手の育成・掘り起こし支援について

高齢化・後継者不足により、今後、農業従事者が減少していく状況にある。  
地域農業の担い手である認定農業者等が果たす役割は非常に大きく、地域農業の核となる認定農業者等を育成・確保していくため、経営発展や改善のための経営管理能力の向上・経営の法人化等の様々な取り組みを引き続き支援することを要望する。また、現在の認定農業者等（法人含む）に対する支援についても継続支援を要望する。

### ○ 農業次世代人材投資資金について

新規就農者の確保・育成のため、安心して、農業研修や、農業経営が行えるよう農業次世代人材投資資金について支援を継続し、農業技術の指導や地域で活躍出来る場を作るなど、人的支援についても充実を図ることを要望する。

以上提出する。